

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

入札説明書（案）等に関する質問への回答

平成22年3月

愛知県企業庁

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業
入札説明書（案）等に関する質問及び回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	5	1	(1)	オ	(ウ)	b 事業範囲	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月） 「No. 15」にて、「濃縮施設の運転状況は、入札説明書等で示す予定です」とありますが、本件につきまして再度ご教示願います。	入札公告時に示す予定です。
2	実施方針	6	1	(1)	ク	(イ)	排水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月） 「No. 25」にて、「関係者協議会において・・・詳細につきましては、事業契約書（案）で示す予定です」とありますが、どちらに示されたかご教示いただけますでしょうか。	リスク分担の考え方は、事業契約書（素案）第49条のとおりです。
3	実施方針	11	2	(4)	ア		応募者等の参加要件	応募グループの構成員数および協力会社数に制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書（案）に示した以外の制約はありません。
4	実施方針	13	2	(4)	イ	(イ)	応募者等の資格要件	脱塩設備等の設計に当たる者の要件の中で、「国、地方公共団体、公団、公社等が発注する設計において、過去10年間に、元請けとして次に掲げる同種又は類似の委託業務を完了した実績があること」との記載がありますが、設計業務と建設工事が一括で発注された場合の実績も、設計業務の実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務を履行したことを書面で確認できる実績であれば対象となります。
5	実施方針	13	2	(4)	イ	(ウ)	b 応募者等の資格要件	資格要件の中で電気工事業の資格が必要と記載されていますが、電気工事業に対する経営事項評価点数の要件は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	14	1	(5)	イ	(ア)	運営・維持管理の引き継ぎ	「事業者は県企業庁と引き継ぎ方法及び内容について協議の上、「引き継ぎ計画書（案）を立案し、県企業庁からの業務の引き継ぎを行うこと。」とされていますが、実施時期を御教示下さい。	運営・維持管理業務開始の1ヶ月前程度を想定していますが、詳細は県企業庁と事業者の協議により定める予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
7	実施方針	14	1	(5)	イ	(7)	濃縮槽汚泥汚泥等の引き渡し	「引き渡し条件の詳細は、事業開始後、県企業庁と事業者が協議を行い、県企業庁と事業者が別途合意するまでに決定し」とされていますが、協議、決定時期はいつ頃を想定されてますでしょうか。	運営・維持管理業務開始の1ヶ月前程度を想定していますが、詳細は県企業庁と事業者の協議により定める予定です。
8	実施方針	20	4	(2)	ア		脱水機棟に関する要件	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 75」にて、「既設脱水機棟の構造計算書を開示予定」となっておりますが、本資料はいつ頃開示していただけますでしょうか。	現存するものについては、入札公告時に示す予定です。
9	実施方針	35	資料2				別紙2リスク分担表（工事遅延リスク：No30）	事業者の負担となるのは、事業者の責めに帰すべき事由により工事遅延、未完工となった場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	35	資料2				リスク分担表（工事費増大リスク：No33）	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 119」にて、「事業者の全額負担としない場合もあります。」とされていますが、どのような場合を想定されておられますでしょうか。	法令変更や不可抗力等による場合を想定しています。
11	実施方針	35	資料2				資料2リスク分担表（No. 38）	「不可抗力を除く」が不可抗力は別途No21で規定があります。本項目だけでなく、全ての項目を通じて不可抗力は除くとの理解でよろしいでしょうか。また、「上記以外の」とありますが、対象となる事項が事業者にて判断・コントロールできず適切でないと考えます。「事業者の責めになる」場合に限定するようご変更できますでしょうか。	No. 38のリスクの内容は、「増設、更新後の施設損傷・劣化リスクのうち、事業者の帰責事由によるもの」に修正します。あわせて、No. 39のリスクの内容を「事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたっての施設損傷・劣化リスク（上記以外の事由による場合）」と修正します。
12	実施方針	35	資料2				需要変動リスク（汚泥質変動リスク：No42）	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 127」にて、想定しがたい汚泥の質的变化が起きた場合について、「詳細について、入札説明書等で示す予定です」とありますが、具体的に再度ご教授ください。	事業契約書（素案）第59条第4項に基づくこととなります。
13	実施方針	35	資料2				資料2リスク分担表（No. 46）	事業者の責めに起因する事故との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
14	実施方針	35	資料2				リスク分担表（脱水ケーキの再生利用リスク：No49）	5浄水場においては「発生量の変動に起因する」とされており、天日乾燥床では「発生量に起因する」となっておりますが、同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「発生量の変動に起因する」に修正します。
15	実施方針	36	資料3				閲覧資料 参考資料9	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 208」にて開示予定となっております、以下の資料はいつ頃開示していただけますでしょうか。 ・豊橋浄水場の増築工事（④～⑤通り間）建物設計図書。 ・豊川浄水場 新築工事設計図書。（ケーキヤード棟含む） ・幸田浄水場／豊橋浄水場の建築設備設計図書。	現存するものについては、入札公告時に示す予定です。
16	実施方針	36	資料3				閲覧資料 参考資料9	既設脱水処理施設等完成図書中で、下記図書について開示願います。 ・豊田浄水場 ケーキヤード棟 使用部材リスト。 ・豊川浄水場 脱水機支持架台（新設・増設とも）設計図書。（使用部材リスト含む）	現存するものについては、入札公告時に示す予定です。
17	実施方針	36	資料3				閲覧資料	蒲郡浄水場（工水）発生土に関する資料はありませんでしょうか。	要求水準書（案）添付資料の別紙6の発生土処理状況調書以外の資料はありません。
18	実施方針	39	資料5				想定事業スキーム	「脱水ケーキ需要者」の資格要件はありますでしょうか。	ありません。
19	実施方針	39	資料5				想定事業スキーム	脱水設備等メーカーが入札説明書（案）で示される資格要件を有していれば、脱水設備等メーカーが設計又は建設会社になりうるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	45	資料7	3	(1)		維持管理業務固定費	事業者が提案書に記載する修繕費用は、固定費に入ると考えてよろしいですか。 また実際の保守・点検等の頻度や項目が提案書の記載する金額に増減があった場合、事業者への支払金額の変更は行われないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。前段については、入札説明書（案）p. 54の2. (1) アをご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
21	実施方針	46	資料7	3	(1)	ウ	(イ) ガス料金	既設排水処理施設にガス利用をしている浄水場はありますでしょうか。 ありましたら使用頻度、使用量を御教示下さい。 また、現在ガスを用いた機器はどのようなものがありますか、ご教示願います。	ガスを利用している浄水場はありません。
22	実施方針	48	資料8	1			有価利用	有価利用時に「県企業庁から有償で買い取り」とされておりますが、脱水ケーキ・天日脱水ケーキの所有権はどの時点（タイミング、引き渡し場所）にて移管されると解釈したら宜しいでしょうか。	脱水ケーキの所有権は、5浄水場、天日乾燥床ともに、事業契約書（素案）p.79の4.（1）のとおり、事業者が脱水ケーキを県企業庁から買い取り、県企業庁に対して「買受書」を発行した時点で移転します。引き渡し場所は、適宜決定する予定です。
23	実施方針	49	資料8	2	(2)		脱水ケーキの売却先	「企業庁が年度当初に指定した」とあります脱水ケーキの売却について、売却日の指定はありますでしょうか。指定がある場合の連絡は、書面で通知されるのでしょうか。また、その連絡は各浄水場からの連絡でしょうか。	売却日については、県企業庁が売却先と調整し、その結果を各浄水場から事業者へ連絡します。
24	実施方針 資料8	49		2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用	天日乾燥床脱水ケーキの有価利用売却単価が図8-1に規定する単価以下で売却すること。とありますが、県企業庁より買い取る単価（50円/t-ds）より売却先に販売する単価（含水率80%の時10円/m ³ =50円/t-ds）が安くなっても問題ないでしょうか。	天日乾燥床脱水ケーキの売却単価は、県企業庁が指定する売却先には図表8-1の単価以下ではなく、図表8-1の単価で売却することを条件とします。なお、実施方針（平成22年2月変更）p.51イ（イ）bに基づき、県企業庁が指定する売却先以外に対して天日脱水ケーキ有価利用可能量を売却する場合は、図表8-1の単価は適用する必要はありません。
25	実施方針 資料8	49		2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用	天日乾燥床脱水ケーキの有価利用売却単価が図8-1に規定する単価以下で売却すること。とありますが、図表8-1では運搬距離が長くなるほど売却単価は高くなっております。運搬あり売却先であっても規定単価以下でよいでしょうか。 （例：15kmの運搬を規定以下の金額10円/m ³ とした場合運搬なし売却単価と同額になる）	No.24への回答をご参照ください。
26	実施方針	49	資料8	2	(2)		天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用	運搬あり売却先の区分（距離）の判定は、実測距離との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
27	実施方針	51	資料8	2	(4)	イ (イ) b	県指定量超過脱水ケーキ量を下回る場合	「天日脱水ケーキ有価利用可能量について、次年度に有価利用すること」とされておりますが、当該年度の非有価候補分が翌年度に蓄積され、有価利用すると理解しておりますが、非有価利用が発生するのはどの時期でしょうか。	非有価利用が発生するのは、当該次年度の4月1日となります。
28	実施方針	51	資料8	2	(4)	イ	天日乾燥床の脱水ケーキ	天日乾燥床の脱水ケーキは県企業庁が年度当初に指定した売却先が有価最優先との理解であります。事業者が提案した業者への引き渡し時期についても指定はありますでしょうか。	指定はありません。ただし、実施方針（平成22年2月変更）p.51イ（イ）bのとおり、次年度に有価利用することが条件となります。
29	実施方針	52	資料8	3	(3)		天日乾燥床の脱水ケーキの売却単価の改定	単年度改定としていますが、いつまでに改定に係る情報を県へ提出すれば翌年度から変更が可能になるのでしょうか。	提出期限は当該前年度の7月頃とします。
30	実施方針	61	資料9	2	(2)	イ	脱水設備の脱水能力	2段目「・1回目の改善勧告後、・・・2回目の改善勧告を行うと共に、改善予定日を含む期のサービス購入料を減額します」との記載がありますが、「サービス購入料を支払停止します」という意味でしょうか。また、3段目「・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料とともに支払停止分を支払います。」との記載がありますが、ここにいう「支払停止分」とは何をいうのでしょうか。具体的な支払停止の流れをご教示願います。	実施方針p.61イ（イ）の3つ目のボツ（「・翌四半期以降、脱水・・・支払い停止分を支払います。」）は、次のとおり修正します。 ・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は減額措置を解除します。
31	実施方針	66	資料10	4	(2)		図表10 2	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 204」にて、「入札説明書等で示す予定です」とありますが、再度保安性について何に対する保安性なのか具体的に再度ご教示願います。	様式集（案）の様式8-12のとおり、運営・維持管理業務全体の保安性（防犯）を想定しています。実施方針等に関するNo. 204のご質問のとおり、テロや不法侵入者等の第三者への対応性等を想定していますが、これに限定するものではありません。
32	入札説明書（案）	6	1	(5)	ウ	b (a)	脱水処理施設等の状態の検査運営・維持管理業務	「濃縮施設の支援業務」について事業者側のリスクを御教示願います。	県企業庁の指示や県企業庁が策定する「濃縮槽運転計画」に従わず、県企業庁が実施する浄水処理に影響を及ぼした場合や、第三者へ損害を及ぼした場合等が該当します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
33	入札説明書 (案)	6	2	(5)	ウ	b	(a) 運営・維持管理業務	「警備」とありますが、公安委員会の認定が必要な警備業務は含まれないとの認識で、該当施設の施設・保安と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書 (案)	7	1	(8)	ア		設計・建設業務に係る対価	「なお、平成30年度以降における脱水処理施設等の更新業務に係る対価については、全額一時金として支払うものとします。」とされておりますが、実施方針（平成22年2月変更）においては、同上加え「平成23年度の豊橋南部浄水場のケーキヤード等の整備業務に係る対価について全額一時金として支払うものとする」とされております。整合頂ける様御願います。	平成23年度の豊橋南部浄水場のケーキヤード等の整備業務に係る対価についても、全額を一時金として支払う旨を追記します。
35	入札説明書 (案)	7	1	(8)	イ		運営・維持管理業務に係る対価	「事業実施年度以降に脱水設備等の更新を行う施設整備計画を提案する場合、当該年度より後に発生した補修費を支払いません。」とされておりますが、実施方針での平成30年度以降の更新は後に変更提案した場合、全ての補修費が支払われないのでしょうか、後に提案した更新設備のみの補修費でしょうか。 例) 平成30年度に整備計画している更新業務を提案にて平成33年に変更した場合、補修費の支払われないものは、 ①31, 32, 33年分 ②31年以降 ③33年以降 ④その他 のいずれでしょうか。 また、補修費が支払われないのは、該当する更新工事のみとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（素案）「別紙1 事業日程」の事業実施年度以降に脱水設備等の更新を行う施設整備計画を提案する場合、事業実施年度から事業者が提案した年度までの補修費（入札時において事業者が予測できない事由により発生したもの。以下、本回答において同じ。）は支払いませんが、事業者が提案した年度の翌年度から事業終了年度までの補修費は支払う趣旨です。その旨を明確化するよう修正します。よって、例示の場合は①に該当し、補修費が支払われないのは、該当する更新工事のみとなります。
36	入札説明書 (案)	7	2	(8)	イ		事業実施年度以降に更新をする場合の補修費について	2段落目に「・・・事業実施年度以降に脱水設備等の更新を・・・当該年度より後に発生した補修費を県企業庁は支払いません。」とありますが、前段の「・・・事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合」の当該追加補修費は負担しないという意味でよろしいでしょうか？	No. 35への回答をご参照ください。
37	入札説明書 (案)	7	1	(8)	イ		運営・維持管理業務に係る対価	「また、近隣の市町から～必要となる措置を執る」とされておりますが、「必要な措置」とは具体的な措置を御教示頂けませんでしょうか。	個々に判断することとなります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
38	入札説明書 (案)	9	3	(2)			スケジュール	入札公告前に、入札公告日以降のスケジュールの詳細をご教示下さい。	入札説明書等で示す予定です。
39	入札説明書 (案)	9	3	(2)			選定の手順及びスケジュール	契約締結時期のみ記されていますが、予定より公表が遅れることにより提案期間が短縮される可能性がありますか。その場合、どの程度の期間を想定していますか。	ご質問の事態は現時点では想定しておりません。
40	入札説明書 (案)	10	3	(3)	ウ		現地見学会	見学対象範囲はありますでしょうか。また、見学時間に制限はありますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
41	入札説明書 (案)	10	3	(3)	ウ		現地見学会	参加者は各社3名程度とされておりますが、事業費を精査向上を図る為、出来るだけ多数の参加者として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
42	入札説明書 (案)	12	3	(4)	ア		応募者等の参加要件	脱水ケーキ再生利用者が構成員になれないのはなぜですか。また、事業者選定後に協力会社から構成員になることは不可でしょうか。	実施方針p.11(4)アのとおり、業者数が限定され、構成員となることを認めると、適正な競争環境が阻害されることが懸念されるためです。
43	入札説明書 (案)	12	3	(4)	イ		応募者の資格要件	委任先営業所で登録されていない業種があるため、本社として、本事業の参加に必要な全て業種を新たに申請することで資格要件は満たされるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、具体的な手続き(必要書類、日程等)をご教示下さい。	入札公告後に必要な手続きを行ってください。
44	入札説明書 (案)	13	2	(4)	イ	(イ)	応募者等の資格要件	脱水設備等の設計に当たる者の要件の中で、「国、地方公共団体、公団、公社等が発注する設計において、過去10年間に、元請けとして次に掲げる同種又は類似の委託業務を完了した実績があること」との記載がありますが、設計業務と建設工事が一括で発注された場合の実績も、設計業務の実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務を実施したことが書面で確認できるものについては、実績の対象となります。
45	入札説明書 (案)	13	3	(4)	イ		応募者の資格要件	S P Cを構成する応募構成員に何か制限はありますでしょうか。	入札説明書(案)に示した以外の制約はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
46	入札説明書 (案)	13	3	(4)	イ	(イ)	c	応募者等の資格要件 脱水設備等の設計に対する資格要件として、「国等」は事業運営期間中のPFI事業におけるSPCより受託した設計業務も実績に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、複数更新のある事業運営期間中のPFI事業において、SPCより設計・建設業務を一括して受託しており、本業務は事業終了まで継続しております。その中で、既に設計・建設・引渡を行い稼働している更新業務は設計実績と理解してよろしいでしょうか。 また、更にその中で複数の引渡しを個別に行っている場合は、複数の実績と理解してよろしいでしょうか。	PFI事業において、特別目的会社から受託した実績も含まれます。ただし、契約が履行済みの業務に限定します。よって、例示の内容については、設計・建設業務の契約が更新対象施設毎に区分されていれば、施設の引き渡し完了し、契約が履行済みの契約に限り実績の対象となります。契約が区分されていない場合は、実績の対象とはなりません。
47	入札説明書 (案)	13	3	(4)	イ	(イ)	c	応募者等の資格要件 建設工事は発注した仕様書に基づき、公共側との調整を図った上で詳細設計を行います。このため、建設請負での詳細設計については、本参加資格要件における設計・施工実績と読み替え、設計業務実績として頂けませんでしょうか。	建設工事における詳細設計についても、設計業務実績の対象に含まれます。ただし、設計業務を履行したことが書面で確認できるものに限りです。
48	入札説明書 (案)	14	3	(4)	ウ			応募者の構成員等の変更 どのような場合、構成員の変更が認められますか。変更ではなく、途中で新たに追加することは可能ですか。	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）のNo.57をご参照ください。なお、変更ではなく、途中で新たに追加することは認めない予定です。
49	入札説明書 (案)	20	4	(2)	イ			有資格者の配置 有資格者は、SPCから業務を受託する企業にて配置することで足りるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	入札説明書 (案)	20	4	(2)	イ	(b)		有資格者の配置 「布設工事監督者を配置すること」とありますが、工事期間のみの配置でよろしいですか。また現場常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	布設工事監督者の配置は、工事期間のみで結構です。また、工事期間中、現場に常駐する必要はありません。
51	入札説明書 (案)	20	4	(2)	イ	(b)		布設工事監督者 布設工事監督者は現場代理人と兼務が可能との理解でよろしいでしょうか？	可能です。
52	入札説明書 (案)	20	4	(2)	イ			有資格者の配置 配置の必要な有資格者として挙げられている工事監理者、現場代理人、布設工事監督者、電気技術者は、必ずしも特別目的会社に在籍している必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
53	入札説明書 (案)	20	4	(3)			事業契約の締結	「ただし、入札前に明示的に確定することが出来ない事項」とありますが、どの様な事項を想定しておりますでしょうか。	事業者が付保する保険等、落札者の事業提案書の内容などを事業契約書に反映することを想定しているものであるため、現時点では、具体的にお示しできる事項はありません。
54	入札説明書 (案)	21	4	(3)			事業契約の締結	「特別目的会社が事業契約を締結しない場合、上位者から順に落札金額の制限内でこれを行う」とありますが、ここでいう「落札金額」とは新たに締結しようとする上位者の「入札金額」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
55	入札説明書 (案)	22	4	(8)			事業者が付保する保険	「事業者は、事業契約書(案)に示す保険を付保すること」とありますが、県企業庁で指定する条件があればご教示下さい。	事業契約書(素案)の別紙4をご参照ください。
56	入札説明書 (案)	22	4	(8)			事業者が付保する保険	「事業者は、事業契約(案)に示す保険を付保すること。」とされておりますが、規程以上(以外)の保険を事業安定化の為に事業者が付保することは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書 (案)	24	5	(3)	ウ		モニタリングの実施時期及び概要	モニタリングは、企業庁側のどちらの窓口が行うのでしょうか。また、各浄水場で窓口は異なるのでしょうか。	モニタリングの窓口は、日報と月報の確認は各浄水場、その他は水道事業課となる予定です。なお、モニタリングの担当窓口は、浄水場毎に決める予定です。
58	入札説明書 (案)	27	5	(5)	エ		土地に関する事項	豊橋浄水場の排泥池とケーキヤードの間の用地を建設期間中および運営期間中にPFI事業用地として利用してもよろしいでしょうか。また、この場合、建設期間中および運営期間中の用地貸与は有償となりますでしょうか。有償となる場合は、事業提案前に有償貸与条件を提示して頂けますでしょうか。他の浄水場においても現在事業用地として指定されている以外の土地を貸与いただくことは可能でしょうか。	豊橋浄水場の排泥池とケーキヤードの間の用地は、県企業庁と事業者が協議を行い、県企業庁が認める範囲で利用することは可能です。貸与条件は、建設期間中の現場ハウスや資材置き場等で利用する場合は有償とし、それ以外は無償とする予定です。運営・維持管理期間については無償とする予定です。なお、PFI事業者管理対象範囲として示した以外の箇所についても、県企業庁と事業者が協議を行い、県企業庁が認める範囲で、上記と同様の条件で貸与することも可能とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
59	入札説明書 (案)	27	5	(6)	ア		融資機関との協議	直接協定締結時期はいつ頃を予定していますか。	事業者の資金調達計画等によると考えられるため、現時点では具体的な時期は想定しておりません。
60	入札説明書 (案)	28	6	(2)	(イ)		資格審査書	委託業務を完了した実績を証明する書類は、正本及び副本ともに写しでもよろしいでしょうか。	正本及び副本ともに写しで構いません。
61	入札説明書 (案)	35	7	(3)	イ		入札価格内訳書	平成23年度の現在価値への割引係数を1として、各年度の割引計算をするという理解でよろしいでしょうか？各年度に使用する割引係数も合わせてご教示下さい。	前段はご理解のとおりです。後段の割引率は入札説明書等で示す予定です。
62	入札説明書 (案)	40	7	(4)	オ		固定費	修繕費については、一般的に年度毎に違った内容及び費用となることが想定されますが、そのような修繕計画であっても、固定費を毎年一律の金額とした提案も可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
63	入札説明書 (案)	43	7	(7)			脱水ケーキの再生利用業務提案書	有価利用について全体提案最低量が提示されていますが、個別浄水場の最低量に指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	入札説明書 (案)	43	7	(8)			技術提案書	提案書のサイズは図面集を除き、事業提案書と同様「A4版」とさせて頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札説明書等で示す予定です。
65	入札説明書 (案)	52	資料 5	1			脱水処理施設等増設・更新	事業開始後、既存設備又は建物に瑕疵があり、事業計画どおりに更新ではなく、前倒しで実施しなければならない場合の対応についてはどのようにお考えですか。	事業者に損害や追加費用が生じた場合は、県企業庁が合理的な範囲で負担する予定です。
66	入札説明書 (案)						新旧対照表	次回入札公告時に、公表される入札説明書と今回公表された入札説明書(案)との新旧対照表の公表をお願いできますでしょうか。	ご意見として承ります。
67	要求水準書 (案)	4	1	(3)	イ	(イ)	天日乾燥床の脱水ケーキ排出と排出後の補砂と敷均し	現在行っている作業量を確認したいので、作業状況を入札前に確認させていただきませんか。	入札説明書(案) p.11キの現地調査の時期と脱水ケーキ排出と排出後の補砂と敷均しの時期が合致すれば、ご確認いただくことは可能です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書 (案)	5					業務内容一覧	ケーキヤード整備業務の対象範囲として、蒲郡（工水）を除くすべてが示されていますが、ここでの整備とは、何を意味しているのでしょうか。P10（コ）ケーキヤードには豊橋南部のみの整備することとしております。どの様に考えれば宜しいでしょうか。また、ケーキヤードの整備はいつ行うのでしょうか。	ケーキヤードの整備の内容は、要求水準書（案）p.15の2（2）をご参照ください。ケーキヤードの整備時期は、平成23年度に速やかに実施してください。
69	要求水準書 (案)	7	1	(4)	イ	注3	平成30年度以降の更新条件	「複数の更新を同一年度・・・不可とする。」とありますが、安城浄水場では2台同時に更新計画がなされておますので、当該文書に「（H32年度の安城浄水場の更新計画を除く）」等の文言を追加いただくことは可能でしょうか。	ご指摘の内容を追記します。
70	要求水準書 (案)	9	1	(4)	イ	(ク)	脱水設備等の耐震性	平成21年12月の実施方針等に関する意見・提案の回答において、No. 242にて機器設置に必要な補強は今回事業範囲であり、No. 257にて機器据付の準拠基準は建設当時のものを採用するとされております。要求水準書（案）では「脱水機及び周辺機器は、地震動レベル2の大地震に対し、・・・、転倒しないよう、十分な耐力を有するボルト等によって、構造物床版等に固定すること。」と記載されておりますが、重要機器の水平震度等は水道施設耐震工法指針（2009年版）ではなく建設当時の指針に準拠しても良いのでしょうか。 また、5浄水場更新工事設計時点での耐震等に関する基準変更に関し、実施方針・資料2の法制度リスク分担者は県企業庁殿と考えてよろしいでしょうか。	重要機器の水平震度等は、「水道施設耐震工法指針（2009年版）」に準拠してください。要求水準書（案）を修正します。なお、法制度リスクについては、合理的な範囲で県企業庁が負担します。
71	要求水準書 (案)	9	1	(4)	イ	(コ)	濃縮施設との整合性の確保	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 245」にて、「入札説明書等で示します」とありますが、再度具体的な測定方法・頻度等についてご教授願います。	入札公告時に示す予定です。
72	要求水準書 (案)	10	1	(3)	イ	(サ)	ケーキヤードの整備	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 249」にて、「現存する資料（既設脱水機棟の構造計算書）を開示予定」となっておりますが、本資料はいつ頃開示していただけますでしょうか。	現存するものについては、入札公告時に示す予定です。
73	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(サ)	b ケーキヤード	豊橋南部浄水場での新設ケーキヤード棟の給水・排水・電気の取合い点をご教示願います。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
74	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(サ)	ケーキヤード	実施方針回答書（平成21年12月）（No. 247）にて、「産業廃棄物処理業を受けて維持管理を行う上で保管基準を満足している」との回答でしたが、回答は所管の廃棄物担当部署の見解を踏まえてとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、担当部署からの指示はありません。
75	要求水準書 (案)	10	1	(4)	イ	(サ) b	ケーキヤード 豊橋南部浄水場	豊橋南部浄水場天日乾燥床は、廃掃法による廃棄物処理施設であるとの回答を頂いております。廃掃法による産業廃棄物保管上限を確認したいため、天日乾燥床の処理能力（m3/日）をご教示願います。	天日乾燥床の処理能力は（m3/日）ではなく、一度に投入可能な汚泥量（m3）と1か月後の乾燥汚泥量（m3）で設計されています。豊橋南部浄水場については、1池あたり一度に432（m3）の汚泥が投入でき、1か月後に乾燥され15（m3）となるように設計しています。
76	要求水準書 (案)	11	1	(4)	イ	(ス)	ろ液の水質管理	ろ液濁度の常時監視は5浄水場すべてで平成23年4月より開始しなければなりませんでしょうか。信号の受け渡し等を含め、契約時期から予想すると開始時期が困難ではと思料します。	5浄水場すべてにおいて、平成23年4月から開始してください。
77	要求水準書 (案)	12	1	(4)	エ	(イ)	事業終了後の耐久性	「事業終了後10年程度使用できる耐久性を有する」とありますが、具体的にどのような手法を用いて判断されるのでしょうか。また、例えば5年で使用できなくなった場合、事業者が契約期間を超えて負担する義務が生じるのでしょうか。（SPCは事業終了後解散する予定です）	維持管理の記録や、県企業庁と事業者の現地確認等の方法を想定しています。なお、実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）のNo. 71のとおり、当該規定の事業終了後の拘束力はありません。
78	要求水準書 (案)	12	1	(5)	ア		運営・維持管理業務に必要な改良	(ア)電源区分～(オ)汚泥流量計の設置に該当する改良項目は、すべての浄水場において平成23年4月までに完成されなければなりませんでしょうか。契約時期から勘案すると困難ではと思料します。	全ての浄水場において、平成23年3月末までに完了させてください。
79	要求水準書	13	1	(5)	ア	(ウ)	信号の授受	脱水機棟の該当する信号は、現在、各浄水場管理室に伝送されていますでしょうか。或いは、新規に配線する必要はあるか、ご教示下さい。	伝送の有無にかかわらず、事業者が新規に配線する必要はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
80	要求水準書 (案)	14	1	(5)	イ	(7)	県企業庁からの業務引き継ぎ	「引き継ぎ」とは、以前に業務を担当していた者から新しく業務を担当する者へ行うものと理解しておりますが、「事業者は・・・「引き継ぎ計画書（仮称）」を立案し」とあり、新しく業務を担当する者が引き継ぎ内容を考えるように受け取れます。この場合、引き継ぎ内容に漏れが発生する懸念もあり、可能であれば「事業者は」を「県企業庁は」に変更いただくようお願い致します。	特段の問題はないと考えますので、原案のとおりとします。
81	要求水準書 (案)	15	2	(2)			ケーキヤード等の整備	「ケーキヤードとトラックスケールの設置場所は、県企業庁と協議のうえ定めること」とありますが、万が一何かしらの理由でトラックスケールが設置できない場合又は建設費用が提案時よりも大幅に増加した場合は、どちらがその費用を負担するのでしょうか。リスクを避けるためにも、設置場所について事前に協議できないのでしょうか。	トラックスケールが設置できないことはないと考えていますが、事業者の責以外で設置できなくなった場合に事業者が生じた増加費用は、合理的な範囲で県企業庁が負担する予定です。よって、設置箇所に係る事前協議は不要と考えています。
82	要求水準書 (案)	15	2	(2)			ケーキヤード等の整備	トラックスケールを設置する場合は、要求水準書(案)6添付資料,別紙10対象浄水場の平面図に記載の事業用地外としてもよろしいでしょうか。また、この場合、建設期間中および運営期間中の用地貸与は有償となりますでしょうか。有償となる場合は、事業提案前に有償貸与条件を提示して頂けますでしょうか。	No.58への回答をご参照ください。
83	要求水準書 (案)	15	2	(2)			ケーキヤード等の整備	「豊橋南部浄水場にケーキヤードとトラックスケールを設置する」とありますが、他の浄水場はトラックスケールの設置は不要でしょうか。	豊橋南部浄水場以外での設置は必須ではありません。
84	要求水準書 (案)	15	2	(2)			ケーキヤード等の整備	各浄水場にはトラックスケールがありませんが、これまで脱水ケーキの搬出量はどのように管理されているかご教授をお願いいたします。	入札公告時に示す予定です。
85	要求水準書 (案)	16	2	(3)	ア		中間確認	中間確認の位置づけについて、ここでは「設計相当の図面完成時に」とありますが、事業契約書では第24条に中間確認として「工事期間中」とあります。こちらとの整合をお願いできますでしょうか。	要求水準書(案)p.16(3)アの「中間確認」を「設計の中間確認」に修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
86	要求水準書 (案)	16	2	(3)			耐震性能	幸田・豊橋耐震改修での、基礎及び地下部分の耐震改修工事は周辺への影響と対策が実質出来ない為、事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	基礎及び地中部分の耐震改修工事は事業の対象外とします。ただし、脱水機棟の地下室内については、対象となります。
87	要求水準書 (案)	16	2	(3)			耐震性能	構造計算書中で、下記計算書について開示願います。 ・幸田浄水場の昭和63年 その3工事の建物改造分の構造計算書。 ・豊橋浄水場 昭和52年の新築建物の構造計算書。 ・5浄水場 ケーキヤード棟の構造計算書。	現存するものについては、入札公告時に示す予定です。
88	要求水準書 (案)	17	2	(8)	ア		建築付帯設備	図表1-3で示す建設工事を建設業務範囲と規定され、図表1-3の脱水機棟欄に「(建設付帯設備を含む)」と記載あります。 図表1-3に記す「建設付帯設備」の該当範囲を明示をお願いします。 図表1-3に記す「建設付帯設備」の記載は撤去・更新の建設業務対象ではなく(建築電気設備、建築機械設備の全一式撤去、更新の要求は無し)、維持管理、運営に該当することで宜しいでしょうか。	図表1-3の建築付帯設備とは、建築付帯の電力設備、通信設備、空気調和設備、給排水衛生設備等及び事業用地内の屋外照明灯を示します。なお、建築付帯設備については、幸田浄水場と豊橋浄水場の耐震補強工事に係るもの以外は、設計建設の対象外です。
89	要求水準書 (案)	17	2	(8)	ア		既設脱水設備の更新	既設脱水設備の脱水機以外の補機について、事業者の維持管理、運営リスクにより流用可能と判断される機器は流用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 (案)	18	2	(8)	イ	(イ)	電源区分	更新時期までの間、脱水機系の個別負荷毎にWHメータを取り付け、消費電力量を管理する提案は可能でしょうか。	メータ等で計量可能なご提案であれば可能です。
91	要求水準書 (案)	18	2	(8)	イ	(イ)	電源区分	更新時期までの間、排水処理棟全体のKWHから、主たる前処理設備の電力量を差し引き、脱水機系の電力量を管理するという提案は可能でしょうか。	メータ等で計量可能なご提案であれば可能です。
92	要求水準書 (案)	18	2	(8)	イ	(イ) a(b)	電源区分 脱水設備等の増設・更新時	「・・・事業者が県企業庁管理の既設盤等の撤去を行うものとする。」と記載されておりますが、実際に該当するケースがあるかどうか、ご教示下さい。	該当するケースは現時点では想定しておりません。
93	要求水準書 (案)	24	3	(1)	オ	(ア)	県企業庁が提供可能な信号	受け渡し場所は、脱水機棟内と理解してよいでしょうか。また、受け渡し場所のエリアをご教示下さい。	ご理解のとおりです。受け渡し場所は、県企業庁と事業者の協議により決定する予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	24	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	他浄水場から濃縮汚泥を運搬した場合、投入先は県企業庁が所管する濃縮槽との理解で宜しいでしょうか。投入する際県企業庁への連絡・調整の制約はありますでしょうか。各濃縮槽への引抜・受入口を今回事業にて設置しても問題無いとの理解で宜しいでしょうか。	投入先はご理解のとおりです。投入する際の連絡・調整の制約は、当該浄水場にその都度確認してください。なお、引抜・受入口の設置は県企業庁が認める範囲で可能ですが、使用にあたっては、関連法令を遵守するとともに、県企業庁の事前の承諾を必要とします。
95	要求水準書 (案)	25	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	「・・・5浄水場の濃縮汚泥を、自らの責任で当該浄水場以外の5浄水場へ運搬することを認める・・・」とありますが、その他の浄水場への運搬は認めないという理解でよろしいでしょうか。	県企業庁が認める場合に限り可能とします。要求水準書(案)を修正します。
96	要求水準書 (案)	25	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	事業者の責任において、5浄水場の濃縮汚泥を5浄水場以外の浄水場へ引き渡しすることは可能でしょうか。	No.95への回答をご参照ください。
97	要求水準書 (案)	25	3	(1)	キ		濃縮汚泥の運搬	水道事業の安定性等を鑑み、非常時、緊急時にて県企業庁から要請があった場合、5浄水場以外の県浄水場汚泥を引き受けることも可能とさせていただきませんか。	事業契約書(素案)第54条に基づき、引き受けることは可能です。要求水準書(案)を修正します。
98	要求水準書 (案)	25	3	(1)	ケ	(イ)	下水	実施方針等に関する質問への回答(平成21年12月)「No.313」にて、「設置年度は、入札説明書等で示します」とありますが、浄化槽の設置については業務範囲の対象外との理解でよろしいでしょうか。	浄化槽は、事業年度内に更新とします。設置年度は次のとおりです。 豊田浄水場：平成5年 安城浄水場：昭和49年 豊川浄水場：平成10年
99	要求水準書 (案)	27	3	(3)	ア	(ア)	脱水設備等管理上の分界点	2(7)イ(ア)とは2(8)イ(ア)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。
100	要求水準書 (案)	28	3	(3)	ア	(エ)	脱水機棟	脱水機棟の火災報知用一括警報信号は、現在、各浄水場管理室に伝送されていますでしょうか。或いは、新規に配線する必要があるか、ご教示下さい。	伝送の有無にかかわらず、事業者が新規に配線する必要はありません。
101	要求水準書 (案)	28	3	(3)	ア	(エ)	脱水処理施設等維持管理上の分界点 (脱水機棟)	火災報知器の維持管理は事業者で行うものとするが、脱水機棟の防火管理者は県企業庁と理解すればよろしいでしょうか。	脱水機棟の防火管理者は事業者となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
102	要求水準書 (案)	28	3	(3)	ア	(エ)	脱水処理施設等維持管理上の分界点 (脱水機棟)	本文にある「脱水機棟排水設備」とは、どの設備を示すのでしょうか。	(エ) 1行目、4行目及び5行目の「及び脱水機棟排水設備」は削除します。
103	要求水準書 (案)	29	3	(3)	ウ	(ウ)	脱水機棟維持管理業務 (その他)	本文にある「豊田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の濃縮槽流入部にある除塵スクリーン、幸田浄水場の濃縮槽流入部にあるメッシュスクリーンについて、補修、定期点検は県企業庁の責任で行い、日常の清掃等の管理及び残渣の県企業庁への引渡しは事業者によるものとする。」と記載されていますが、後述の『(6)濃縮施設の運転支援業務』の支援する業務と同じ意味・内容と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書 (案)	29	3	(3)	ウ	(ウ)	脱水機等維持管理業務その他	実施方針等に関する質問への回答 (平成21年12月) 「No. 327」にて、「入札説明書等で示す予定です」とありますが、除塵スクリーン及びメッシュスクリーンの清掃頻度等について、再度ご教示願います。	入札公告時に示す予定です。
105	要求水準書 (案)	31	3	(5)			濃縮槽からの汚泥引き抜き業務	県企業庁が作成する濃縮槽運転計画について、濃縮槽の汚泥引き抜き計画を作成するにあたり、濃縮槽運転計画の立案時期・頻度をご教示願います。	県企業庁と事業者の協議により決定する予定です。
106	要求水準書 (案)	31	3	(5)			濃縮槽からの汚泥引き抜き業務	引き抜き汚泥濃度が図表1-7に示す通常範囲外にある場合の対応は、引き抜き業務を停止するとの理解で宜しいでしょうか。	引抜業務の停止は、企業庁と事業者が協議のうえ判断することとなります。
107	要求水準書 (案)	32	3	(6)			濃縮槽施設の運転支援業務	各浄水場の濃縮施設ポンプ類、汚泥スクリーンなどの機器仕様をご教示願います。	入札公告時に示す予定です。
108	要求水準書 (案)	32	3	(6)			濃縮槽施設の運転支援業務	排泥池及び濃縮槽の上澄水水位の管理は県企業庁の所管との理解で宜しいでしょうか。	管理責任は県企業庁です。ただし、県企業庁が事業者に提示した方法や基準等の範囲内で、県企業庁の管理責任のもと、事業者が自らの裁量で、主体的に支援業務を行うこととなります。
109	要求水準書 (案)	32	3	(6)			濃縮槽施設の運転支援業務	排泥池及び濃縮槽の汚泥界面の管理は県企業庁の所管との理解で宜しいでしょうか。	No. 108への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
110	要求水準書 (案)	32	3	(6)			濃縮槽施設の運転 支援業務	排泥池及び濃縮槽の汚泥界面の目視について、作業水準や管理基準等定められているのでしょうか。	現時点では定めておりません。
111	要求水準書 (案)	32	4	(1)			脱水ケーキの掻き 出し業務	天日乾燥床の脱水ケーキを掻き出すタイミングについて、どのような事由で行うのでしょうか、ご教示願います。例えば、有効利用によるケーキ搬出時など。	汚泥の乾燥状態に応じて排出する予定です。
112	要求水準書 (案)	35	4	(4)			ケーキヤード等の 維持管理	蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床の脱水ケーキを豊橋南部浄水場のケーキヤードで保管することは可能でしょうか。	可能です。
113	要求水準書 (案)	36	5	(2)	ア	(ア) b	脱水ケーキの再生 利用業務	平成21年12月付「実施方針等に関する質問への回答」(No.173)によれば、100円/m3は「10tダンプトラックの燃費、燃料費、10tダンプトラックの最大積載量及び発生土売却単価」により算出されることですが、この算定にあたって「10tダンプトラックの燃費」、「燃料費」、「10tダンプトラックの最大積載量」、「発生土売却単価」をそれぞれ幾らと見積って算出されたかの具体的な数字・根拠は、後日入札手続き（又は落札した場合の事業契約締結手続き）においてお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者に対し、事業契約締結手続きにおいて、開示する予定です。
114	要求水準書 (案)	36	5	(2)	ア	(ア) b	脱水ケーキの再生 利用業務	本単価は、現在の物価も考えますと価格市場とかなりの乖離が生じております。このため、「運搬あり売却先」への売却単価は事業者提案とさせて頂けます様お願い致します。なお、事業者提案単価にて、県指定の引取業者との単価交渉・調整は県企業庁様にてお願い致します。	原案のとおりとします。
115	要求水準書 (案)	36	5	(2)	ア	(ア) b	脱水ケーキの再生 利用業務	単価は価格市場とかなりの乖離が生じており、事業者になきなりリスク負担が生じることから「運搬あり売却先」は削除頂けます様お願い致します。	原案のとおりとします。
116	要求水準書 (案)	39	5	(2)	オ		脱水ケーキの再生 利用における計量 及び計測	再生利用されていることの確認は乾燥重量とされているが、乾燥重量で確認することの必要性や理由をご教示願います。	脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る汚泥処理単価の汚泥量の単位との整合を図る考えによるものです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
117	要求水準書 (案)	39	5	(2)	オ		脱水ケーキの再生 利用における計量 及び計測	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月） 「No. 367」にて、「入札説明書等で示す予定です」と ありますが、脱水ケーキの再生利用における計量及び 計測について、現状の方法をご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
118	要求水準書 (案)	39	5	(2)	オ		産業廃棄物処理業 の許可	既存ケーキヤードの保管施設は、廃掃法に準拠・満足 した構造とされているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (案)	39	5	(2)	オ		産業廃棄物処理業 の許可	「平成23年9月末までに許可を受けること」とありま すが、事業運転開始から9月末まで未許可にて運転開 始を行っても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	p. 39 カのとおり、平成23年4月1日までに許可 を受けて下さい。
120	要求水準書 (案)	39	5	(2)	カ		産業廃棄物処理業 の許可	廃掃法に基づく産業廃棄物処理業（中間処理業）の許 可のみで、収集運搬業の許可取得は不要との解釈によ ろしいでしょうか。	脱水ケーキを浄水場外に搬出する場合は、収集 運搬業の許可も必要です。
121	要求水準書 (案)	39	5	(2)	カ		産業廃棄物処理業 の許可	産業廃棄物処理業の許可については5浄水場のみで必 要であり、中間処理施設の借受けを行わない豊橋南部 浄水場及び蒲郡浄水場では、産業廃棄物処理業は不要 との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書 (案)	34 ～ 47	別 紙 8				豊田、幸田、安 城、豊橋、豊川既 設機器リスト	別紙8で更新年度欄空欄の機器の内、一部機器につい ては更新の要否を12月に御回答頂いておりますが、こ れら空欄の機器全てについて更新の要否を明記御願 い致します。 空欄の機器は主に設置年度不明の機器ですが、これら 機器は事業者が機器を不要と判断した場合（この場 合は撤去のみ）を除き、更新となるものでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
123	要求水準書 (案)						新旧対照表	次回入札公告時に、公表される要求水準書と今回公表 された要求水準書（案）との新旧対照表の公表をお願 いできますでしょうか。	ご意見として承ります。
124	要求水準書 (添付資料)	13					脱水ケーキ発生量	脱水ケーキ発生量はどのような前提条件のもとで推計 を行ったのでしょうか。	計画水量の推計値に対して、実績濁度、実績薬 注率等からSS換算係数を算出し、これをもと に、実績含水率から算出しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
125	要求水準書 (案) 添付資料						幸田浄水場既設機器リスト	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月） 「No.374」にて、「入札説明書等で修正します」とありますが、No.13,14のろ液返送ポンプの更新年度について、実施方針等に関する質問への回答との整合をお願いできますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。	
126	要求水準書 (案)						別紙8既設機器リスト 豊川浄水場	no.29,30脱水機室地下1号,2号排水ポンプの更新年度は2022年と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。	
127	要求水準書 (案)						別紙8既設機器リスト 5浄水場	機械搬入用チェーンブロックについて、クレーン本体およびレール部は更新範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	レール以外は更新対象として下さい。	
128	要求水準書 (案)						別紙8既設機器リスト 豊橋浄水場	3号ブロー用空気槽の更新年度は2028年と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。	
129	落札者決定基準(案)	6	4	(2)	ア	(ウ)	④	性能等の評価項目における評価の視点と配点	「有効利用量可能量の多寡」の評価については、絶対量のみでなく実現性や安定性等を考慮した評価がされるという理解でよろしいでしょうか？	絶対量のみを評価する予定です。
130	事業契約書 (素案)	目次							目次と契約書内の第52条以降の整合性が取れておりませんので、整合をお願いできますでしょうか。	修正します。
131	事業契約書 (素案)	4	1	1	1	(62)		不可抗力	通常予見可能なものであっても、回避不能な事象については不可抗力にあたるとの理解でよろしいでしょうか？（不可抗力の定義に一般的に含まれているものと認識しております。）	通常予見可能なものであっても、回避不能な事象については、必ずしも不可抗力には該当しません。
132	事業契約書 (素案)	6	2		5	1		本事業の概要	第5条第1項の文中の、「脱水処理施設等の脱水処理施設等の」という部分は重複するものであり、いずれかの「脱水処理施設等の」は不要ではないでしょうか。	いずれかの「脱水処理施設等の」は削除します。
133	事業契約書 (素案)	6	2		6	2		計画書の内容見直し	「各事業年度の前々年度8月末まで」と書かれているが、要求水準書1(4)イ(ア)では「関係者協議会を工事実施前々年度から設けることができる」とあり、総合すると「前々年度から開始して当該年度の8月まで=4ヶ月間を検討期間」と捉えられますが、このような理解でよろしいのでしょうか。	事業契約書(素案)第6条の第1項3行目と第2項4行目の「前々年度」は「前年度」に訂正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
134	事業契約書 (素案)	7	2		9	3	許認可、届出等	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設設置許可又は廃棄物処理施設変更許可」は県企業庁が取得されるとしておりますが、事業期間中県企業庁にて変更許可申請を実施するには事業者が借受けている施設を一旦返却を行う必要があり、事業運営に支障を来たします。このため、廃棄物処理施設の変更許可は事業者にて取得出来る様に御願い致します。実施方針等に関する質問への回答 (No. 86) にて「中間処理施設の変更届に際しては事業者にて行う」こととされております。	第9条第3項は次のとおり修正します。 「事業者は、5浄水場の脱水処理施設等について、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設借受許可及び廃棄物処分業許可（中間処理）を取得するものとする。」
135	事業契約書 (素案)	7			9	3	許認可	廃棄物処理施設設置許可又は廃棄物処理施設変更許可を県企業庁が取得するとありますが、事業者が取得する廃棄物処理業許可について、県企業庁が取得する許認可の遅れによって、業許可の取得が遅延した場合は、県企業庁が事業者に生じた損害及び追加費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか？	No. 134への回答をご参照ください。
136	事業契約書 (素案)	7			9	3	許認可	実施方針に対する質問回答No. 19において、「産業廃棄物処理施設借受け許可」という表現がありますが、これは事業者が行うべきものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。No. 134への回答をご参照ください。
137	事業契約書 (素案)	7					第10条	排水処理棟の監視室について、ロッカーや机等の現在使われている備品等は、県企業庁にて撤去されるのでしょうか。	「愛知水と緑の公社」が撤去します。
138	事業契約書 (素案)	7	2		10条		合理的費用	本条規定の合理的費用には、金融費用も含まれるとの理解でしょうか。尚、金融費用とは、ブレークファンディングコスト及び金利スワップ解約金等を想定しております。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
139	事業契約書 (素案)	7	2		11	1	本件工事のための 作業用地の貸付け	作業用地に関し、5浄水場と豊橋南部浄水場の一部又は全部についての有償貸与が規定されております。しかし、事業者によるこれら浄水場への社会的に許容される態様での立ち入りや、一時的な作業のための土地使用については、事業契約の趣旨からして当然に許容されており、かつ無償であって、本項の有償貸与の想定するところではないと解釈しております。本条が適用される場面としてどのような場合を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	現場ハウスや資材置き場等の利用を想定しています。
140	事業契約書 (素案)	7	2		11	1	本件工事のための 作業用地の貸付け	「その敷地内の一定範囲の土地を、有償で貸与する。」とありますが、かかる規定ぶりですと、有償とするに足らない極めて小さな範囲の土地の使用や、極めて短時間の土地の使用についても有償であるとの誤解を招きかねず、弾力的な運用が難しくなりますので、「その敷地内の一定範囲の土地を、有償又は無償で貸与する。」と修正されることをご検討いただけないでしょうか。	「その敷地内の一定範囲の土地を、有償又は無償で貸与する。」に修正します。
141	事業契約書 (素案)	7	2		11	2	本件工事のための 作業用地の貸付け	「作業用地を有償貸与する場合、その条件は県が定め、事業者は当該条件に従うものとする。」とありますが、かかる条件、賃料額は提案書作成にあたって重要であるため、かかる賃料額その他の条件につき、目安・基準・算定式等をお教え下さい。	入札説明書等で示す予定です。
142	事業契約書 (素案)	7	2		11条	2	作業用地の有償貸与	本項の定める貸与条件につき、県と事業者とで事前協議を実施して戴くことは可能でしょうか。また、当該有償貸与の金額について、目途となる法令ないし条例等があれば、ご教示戴きたく存じます。	No. 141への回答をご参照ください。
143	事業契約書 (素案)	7	2		12条	2	合理的な範囲	本条規定の合理的な範囲には、金融費用も含まれるとの理解でしょうか。尚、金融費用とは、ブレイクファンディングコスト及び金利スワップ解約金等を想定しております。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
144	事業契約書 (素案)	8			12	2	現地調査	通常一般的に妥当と考えられる方法で現地調査をしたにもかかわらず、瑕疵が判明した場合は、県企業庁の負担との理解でよろしいでしょうか？	事業者が合理的に要求される努力を尽くしても入札説明書等に定める現地調査時において推測することが不可能又は著しく困難と客観的に認められる場合で、当該瑕疵により事業者に追加費用、損害が発生することが社会通念上やむを得ないと認められる場合には、県企業庁が負担する考えです。
145	事業契約書 (素案)	7	3		12	2	事前調査	「事業者が生じる必要な追加費用及び損害の負担」については、「合理的な範囲で県企業庁が負担する」とありますが、そもそも、土壌汚染の除去にかかる費用のように、法令上、もともと県が費用を負担すべき費用については、事業者が負担する根拠がありません。また、実施方針に定められたリスク分担においては、用地リスクは県企業庁の負担とされています（No. 29）。したがって、本項にいう協議は、追加工事等の方法に関するものであり、費用の負担は県企業庁にさせていただくとの理解でよろしいでしょうか。	協議については、起因の程度及び追加費用・損害の負担の合理性について、県企業庁と事業者が協議することを規定しているものです。費用の負担については、No. 144への回答をご参照ください。
146	事業契約書 (素案)	7	3		12	2	事前調査	「ただし、入札説明書等に定める現地調査を事業者が十分に実施していない等、事業者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りではない。」とあります。この「入札説明書等に定める現地調査を事業者が十分に実施していない等」という例示は、事業者に重大な責がある場合を指すものであって、事業者に軽度の責しかない場合は但し書の適用はないとの理解ですが、かかる理解で宜しいでしょうか。（実際に事業者に軽度の責めしかない場合に、ただし書きを適用するのは酷とされます。）かかる理解で宜しければ、「事業者の重大な責」と修正いただけないでしょうか。	No. 144への回答をご参照ください。
147	事業契約書 (素案)	7	3		13	2	脱水处理施設等の設計	「関係法令等」の内容をご教示ください。本事業に直接関係する法令との理解でよろしいでしょうか。	本事業遂行のうえで遵守すべき関係法令等の一切を含みます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
148	事業契約書 (素案)	7	3		13	3		脱水処理施設等の設計	報告書等の提出に関して「事業者は、この求めに応じなければならない。」とありますが、報告書作成の期間が必要ですので、「事業者は、合理的な期間内において、この求めに応じなければならない。」と修正いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。提出期間は不合理としないよう設定します。
149	事業契約書 (素案)	8	3		14	1		設計の変更	第2項において「県企業庁の（責めに帰すべき）事由による・・・事業者に生ずる損害及び費用は、合理的な範囲で県企業庁が負担する。」とされていることとの衡平から、第二文は「・・・合理的な範囲で事業者が負担する」と規定していただくようお願い致します。	第2項については、事業者が行う追加で発生する業務等に関する費用、損害であることから、社会通念上合理的と認められる追加費用、損害に限定する意味で「合理的な範囲で」としています。逆に1項は事業者に帰責事由がある場合の追加費用、損害については、事業者が負担して頂くというものであり、合理的な損害以外の社会通念上不要と考えられる追加業務費用、損害を県が負担する理由はないことから、「合理的な範囲で」との限定をつけていません。以上により原案のとおりとします。
150	事業契約書 (素案)	8			14	1		設計の変更	「・・・設計の変更が必要であると県企業庁が合理的に判断した場合」とは、事業契約（提案書、要求水準書を含む）に満たない場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	事業契約書 (素案)	8	3		14	2		設計の変更	第二文冒頭の「県企業庁の事由による」は「県企業庁の責めに帰すべき事由による」と考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
152	事業契約書 (素案)	8	3		14	3		設計の変更	「協議を行ったものの・・・事業者はこれに従うものとする」とありますが、企業庁の事由によるため、この場合にかかる費用は企業庁側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担については、事由に応じて、第14条第1項又は第2項の規定に基づきます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
153	事業契約書 (素案)	8	3		14	3		設計の変更	第2項第2文では「協議は行ったものの、当該事項について協議がまとまらない場合には、県企業庁が当該事項を決定し事業者はこれに従うものとする。」とされておりますが、事業者にとっては、不本意な内容の決定の場合であってもこれに従い、かつ同条第1項、かつ同条2項に基づく費用・損害負担をすることは、予測できない過大な負担となります。従って、同項第2文は、「・・・県企業庁が当該事項を合理的な範囲で決定し事業者はこれに従うものとする。」としていただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
154	事業契約書 (素案)	8	3		14	3		設計の変更	第2項第1文の「その他関連する事項」は広い文言であるため、予測可能性の観点から、具体例を挙げていただきますよう、お願いいたします。	現時点では具体例は想定しておりません。事案に応じて個々に協議する予定です。
155	事業契約書 (素案)	8	3		14	3		設計の変更	第14条第2項は、県企業庁の事由による設計変更の場合は事業者が生ずる損害及び費用は「合理的な範囲で」県企業庁が負担すると規定していますが、県企業庁の事由による設計変更で、かつ同条3項に基づき県企業庁が設計変更に関する事項を決定し、同項に基づき事業者がかかる決定に従った場合に事業者が生ずる損害及び費用は全て県企業庁にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第2項に従って県企業庁が負担します。
156	事業契約書 (素案)	9	3		15	2		設計の完了	「関係法令等」の内容をご教示ください。本事業に直接関係する法令との理解でよろしいでしょうか。	No. 147への回答をご参照ください。
157	事業契約書 (素案)	9	3		15	3		設計の完了	第三文について、「前項の通知後」とされていますが、第2項の通知には確認する旨の通知も含まれるところ、ここでの通知（当該日をもって設計変更の指示を行ったものとみなされる通知）は、確認しない旨の通知をいうものと考えます。したがって、「前項に定める確認しない旨の通知」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
158	事業契約書 (素案)	10	4	1	18	1	第三者への委託等	第18条第1項に記載の県企業庁による承諾は、不合理に留保される予定はないものと理解しておりますが、そうであれば、「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記いただけないでしょうか。	「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記します。
159	事業契約書 (素案)	11	4	1	21	1	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	「事業者は、当該生活環境影響調査により、本件建設工事により近隣住民が受ける生活への影響を検討し、合理的に要求される範囲の内容について、近隣住民との調整（以下「周辺調整」という。）を実施するものとする。」とされていますが、事業者が調整を要するのは本件建設工事に関する住民調整であり、施設設置に関する住民調整は県企業庁の責任と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、県企業庁が行う対応にも可能な限り協力してください。
160	事業契約書 (素案)	11	4	1	21	6	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	「これを理由として事業継続が困難になった場合、第77条の規定が準用されるものとする。」とされていますが、実施方針に定められたリスク分担においては、住民対応リスク（施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの）は県企業庁の負担となっております（NO.11）。よって、本事業の実施そのものに対する反対により、事業実施又は継続が困難となった場合は、不可抗力ではなく、県企業庁の帰責事由による事業契約の解除規定（第68条）を準用して頂きますようお願い致します。	本事業の実施に対する反対による事業実施又は継続が困難となった場合のリスクは、原則として県企業庁が負担しますが、通常予見困難な事態によって、住民の反対が避けたい状況に陥った場合は、不可抗力に相当するものとする考えです。
161	事業契約書 (素案)	11	4	1	22条		ユーティリティの確保	ユーティリティ関連費用の変動リスクについては、事業者が全面的に負うことを想定されているのでしょうか。金額にもよりますが、当該変動リスクを事業者が負う前提であると、リザーブの設定等、入札価格の増加に繋がる可能性があります。	ユーティリティの変動リスクは事業者負担となります。ただし、運営・維持管理期間については、入札説明書（案）資料3（p.48～p.49）に規定した金額に著しい変動が生じた場合、用役費の算定方法の改定等について、関係者協議会で協議して、決定することとします。
162	事業契約書 (素案)	11	21	1			周辺調整	「周辺調整」とは具体的にどのような内容かご教示下さい。（費用を積算するために必要です。）また、現在まで県企業庁にてどのような周辺調整及び住民対応がなされ、本事業においてどの範囲を事業者が行うかご教示下さい。	通常の請負工事で求められる程度の調整（建設工事の概要説明等）を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
163	事業契約書 (素案)	12	4	3	25	4	工期又は工程の変更	「但し、協議を行ったものの・・・事業者はこれに従うものとする」とありますが、これは企業庁の事由によるため、この場合にかかる費用は企業庁側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担については、第5項及び第6項規定によります。
164	事業契約書 (素案)	12	4	3	25条	4	工期または工程の変更決定	本項に定める協議が合意に達せず、県企業庁により工期または工程の変更決定がなされた場合、当該決定に伴う増加費用（金融費用を含む）は県企業庁にご負担戴くとの理解で宜しいでしょうか。	No. 163への回答をご参照ください。
165	事業契約書 (素案)	12	4	3	25	6	工期又は工程の変更	県企業庁の責めに帰すべき事由による場合には、事業者が生ずる損害及び費用は、合意的な範囲で県企業庁が負担するとされていることとの均衡から、事業者の責めに帰すべき事由による場合についての第一文も「合理的な範囲で事業者が負担する」と規定していただくようお願い致します。	原案のとおりとします。
166	事業契約書 (素案)	12	4	3	26	1	工事完工の遅延による費用等の負担	「事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、・・・その遅延に起因して工事完工日までに県企業庁又は事業者が生じた増加費用を負担する」とされていますが、第2項において県企業庁の責めに帰すべき事由による場合、県企業庁は「合理的な損害および費用を負担する」とされていることとの衡平から、第1項についても「合理的な増加費用を負担する」と下線部を追記していただくようお願い致します。	原案のとおりとします。
167	事業契約書 (素案)	13	4	3	26条	1	遅延損害金とサービス購入料との相殺	本項に基づき相殺の対象となるサービス購入料債権には、設計・建設業務に係る割賦債権及び一時支払債権は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	設計・建設業務に係る割賦債権及び一時支払債権も含まれます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
168	事業契約書 (素案)	14	28	1			第三者に及ぼした 損害	「通常避けられない騒音、振動、地盤沈下、・・・臭気等」に起因するリスクが事業者の負担となっておりますが、場合によっては多額の費用の発生が考えられること、事業者で避けられない（コントロール出来ない）ことから、県企業庁殿の負担として再考して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。 P F I 事業においては、性能発注方式をとり、かつ管理者等にとっては、契約の相手方である事業者が発注者の立場になって請負人である建設企業の間で施設の工事請負契約等が締結されることとなります。また、事業者は当該損害回避のためにより優れた技術を導入していただく必要があるとともに、事業者は事前に対象地の調査を行うなどをし「通常避けることのできない」事由の発生の範囲・程度について予測する機会が与えられていることを考えると、本条文のとおり事業者自らの責めに帰すべき事由がはっきりしている場合を除き、県企業庁と事業者で協議を行って事業者に相当のリスクを負担していただくことが合理的と考えます。
169	事業契約書 (素案)	14	4	3	28条	3	第三者賠償責任	第三者への賠償金支払につき、いずれの帰責事由によっても、事業者による立替えが必要となるの理解でしょうか。県企業庁に帰すべき事由による場合まで事業者が当該賠償金支払を立替えるのは現実的には困難かと存じます。	県企業庁の責めに帰すべき事由による場合は、県企業庁が第三者に対して直接支払います。第28条第3項は削除します。
170	事業契約書 (素案)	14	4	3	28	3	本件建設工事において第三者に及ぼした損害	「前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、」とされていますが、国家賠償法に基づく損害賠償請求がされた場合には、まず県企業庁が支払う等の対応をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No. 169への回答をご参照ください。
171	事業契約書 (素案)	14	28	3			第三者に及ぼした 損害	「前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし」とありますが、事業者の責めに帰さない場合の損害の支払について、その正当性を対外的に説明できないため、非常に困難であり、立替払いのようなことはすべきでないと思料いたします。本項については、帰責者が支払うという趣旨に変更をお願いいたします。	No. 169への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
172	事業契約書 (素案)	15	4	4	30	3	県企業庁による脱 水処理施設等の完 工確認	公平性の観点から、相違がなかった場合には事業者が 検討等に要した費用は原則として県企業庁が負担する べきと考えます。本項は、県企業庁の判断に合理性が あった場合には相違がなくとも事業者が負担するとの ご趣旨と思われまので、「相違の有無にかかわら ず」との部分は削除していただくか、「 <u>県企業庁の判 断に合理性がなかった場合を除き、事業者の負担とす る</u> 」と修正していただくようお願い致します。	事業者は自らの責任と費用のもと、県企業庁が 当該相違がないものと判断することに対して協 力する義務があります。したがって、原案のと おりとします。
173	事業契約書 (素案)	15	4	4	33	1	瑕疵担保責任	実務上、例えば公共工事標準請負約款においては木造 の場合は1年、コンクリート造り等の場合は2年が望ま しいとされており（44条2項注書）、また民間の工事 請負契約約款でも同様に規定されていることから （民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款27条2 項）、瑕疵担保責任を民法上のそれより短縮して規定 するのが一般的な実務といえます。10年の瑕疵担保期 間は長すぎるもので現在の実務に沿わないと考えま すので、短縮していただけますようお願いいたします。	10年の瑕疵担保期間は特に長いものではないと 考えておりますので、原案のとおりとします。
174	事業契約書 (素案)	16	33	3			保証書	事業者は県企業庁に対して、瑕疵担保を負っていま すが、建設業務を担当する会社と事業者との工事契約 にてSPCに対して同様の瑕疵担保責任を負っている旨の 条項があればそれで足りるとの理解でよろしいでしょ うか？ 業務を受託する企業に過度な負担を与えるような書類 の提出を求めることには慎重であるべきと考えます。 また、事業者が解散するような場合には様々な状況が 想定されますので、その時点で県企業庁と事業者が協 議を行う方が合理的ではないでしょうか？	本項は、事業者が解散した場合であっても建設 を担当する者が県企業庁に対して瑕疵修補・損 害賠償につき保証する義務を本契約において規 定するものであるため、原案のとおりとしま す。
175	事業契約書 (素案)	17	5		36		本件改修工事に係 る完工確認	「脱水機棟について、に従った」とあり、文章が途切 れています。別紙3「建設工事前提出図書」が抜けて いませんか。	ご指摘のとおりです。追記します。
176	事業契約書 (素案)	17	5		36	1	本件改修工事に係 る完工確認	「脱水機棟について、に従った改修工事が行われてい ることを確認するため」とあるのは、「脱水機棟につ いて、別紙3「建設工事前提出図書」に従った改修工 事が行われていることを確認するため」の誤りでしょ うか。	ご指摘のとおりです。追記します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
177	事業契約書 (素案)	17	5		36	3	本件改修工事に係る完工確認	公平性の観点から、相違がなかった場合には事業者が検討等に要した費用は原則として県企業庁が負担すべきと考えます。本項は、県企業庁の判断に合理性があった場合には相違がなくとも事業者が負担するとの趣旨と思われしますので、「相違の有無にかかわらず」との部分は削除していただくか、「 <u>県企業庁の判断に合理性がなかった場合を除き、事業者の負担とする</u> 」と修正していただくようお願い致します。	No. 172への回答をご参照ください。
178	事業契約書 (素案)	17	5		37	1	県企業庁による本件改修工事に係る完工確認書の発行	「確認した場合、すみやかに事業者に対して」と下線部を追記していただくようお願い致します。完工確認書の交付時期は、引渡し、所有権の移転、サービス対価の支払時期等に影響してくるため、迅速な交付を求めるものです。	ご指摘のとおり追記します。
179	事業契約書 (素案)	18	6	1	40	2	運営・維持管理業務に係る対価必要な許認可取得及びこれに伴う検査の完了	「ただし、事業者が当該許可の取得に最大限の努力をしたにもかかわらず、事業者の責に帰すべきよらずして、当該期日までに当該許可ができない場合は、この限りではない。」とされておりませんが、出来なかった場合のリスク分担、相互のペナルティ等具体的にご教示を御願いたします。	不可抗力によることとし、第46条第2項に基づきリスクを分担することを考えています。詳細は入札説明書等で示す予定です。
180	事業契約書 (素案)	18	5		40	2	運営・維持管理業務に必要な許認可取得及びこれに伴う検査の完了	「当該期日までに当該許可が取得できない場合は、この限りではない。」とありますが、事業に支障はないのでしょうか。これに伴い追加費用が生じた場合、県が負担していただけるのでしょうか。	No. 179への回答をご参照ください。
181	事業契約書 (素案)	18	6	1	40	2	運営・維持管理業務に係る対価必要な許認可取得及びこれに伴う検査の完了	事業者は平成23年3月末日までに廃棄物処理業許可（中間処理業）を取得する必要がありますが、所管自治体の条例等により指定された期日迄に実質上取得が不可能であった場合の許認可リスクは県企業庁との理解でよろしいでしょうか。	No. 179への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
182	事業契約書 (素案)	18	6	1	41		運営・維持管理業務仕様書の提出	「事業者は、運営開始予定日の30日前までに、既設脱 水処理施設及び新設脱 水処理施設等の運営・維持管理 業務仕様書を県企業庁に提出すること」になっており ます。第39条第2項では「事業者に対し、教育訓練、 研修が円滑に行えるよう既設脱 水処理施設等の運営・ 維持管理に必要な資料を提供する」とあり、具体的 な期日を明示下さるようお願いします。	できる限り早期に提供します。
183	事業契約書 (素案)	18	6	1	41	1 ～ 3	運営・維持管理業務仕様書の提出	第41条第1項～第3項に記載の県企業庁による承諾は、 不合理に留保される予定はないものと理解して おりますが、そうであれば、それぞれ「県企業 庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないもの とする。」旨を明記いただけないでしょうか。	「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞 しないものとする。」旨を明記します。
184	事業契約書 (素案)	18			40	2	許認可	事業者が廃棄物処理法に基づいて取得する許認可は、 廃棄物処理業許可のみでしょうか？（産業廃棄物 処理施設借受け許可の取扱はどうなりますで しょうか？）	No. 134への回答をご参照ください。
185	事業契約書 (素案)	18			41	1	運営・維持管理仕様書	運営開始予定日の30日前とは、平成23年2月 末頃になると思いますが、事業契約締結も平成 23年2月であり、作業スケジュールがほとん どない状況が想定されますが、落札者決定後 に準備作業として事業契約締結に先行して仕 様書の作成を行うという理解でよろしいで しょうか？	事業者の責任において作成することは可能で す。
186	事業契約書 (素案)	19	6	1	43	2	運営・維持管理業務体制の確認	「関係法令等」の内容をご教示ください。本事業 に直接関係する法令との理解でよろしいで しょうか。	No. 147への回答をご参照ください。
187	事業契約書 (素案)	19	6	1	44		労働安全衛生管理	「関係法令等」の内容をご教示ください。本事業 に直接関係する法令との理解でよろしいで しょうか。	No. 147への回答をご参照ください。
188	事業契約書 (素案)	20	6	1	46条	1	遅延損害金とサービス購入料との相殺	本項に基づき相殺の対象となるサービス購入 料債権には、設計・建設業務に係る割賦債権 及び一時支払債権は含まれないとの理解で しょうか。	設計・建設業務に係る割賦債権及び一時支 払債権も含まれます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
189	事業契約書 (素案)	19	6	1	46	2	運営開始の遅延による費用等の負担	「県企業庁と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。」とされていますが、「協議により決定されるところ」とは（支払の有無それ自体ではなく）支払方法等をいうものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	事業契約書 (素案)	19	6	1	45	1	運営・維持管理業務の第三者の使用	第45条第1項に記載の県企業庁による承諾は、不合理に留保される予定はないものと理解しておりますが、そうであれば、「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記いただけないでしょうか。	合理的な理由がない限りは承諾する旨を追記します。
191	事業契約書 (素案)	20	6	2	48条		ユーティリティの確保	ユーティリティ関連費用の変動リスクについては、事業者が全面的に負うことを想定されているのでしょうか。金額にもよりますが、当該変動リスクを事業者が負う前提であると、リザーブの設定等、入札価格の増加に繋がる可能性があります。	No. 161への回答をご参照ください。
192	事業契約書 (素案)	20	6	2	49	1	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	「機器・部品」はどのようなものをいうか、ご教示いただけませんか。	消耗品以外のものを指します。
193	事業契約書 (素案)	21	6	2	49条	1	増加費用及び損害	本項規定の増加費用及び損害には、金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。尚、金融費用とは、ブレイクファンディングコスト及び金利スワップ解約金等を想定しております。	ご理解のとおりです。
194	事業契約書 (素案)	20	6	2	49	2	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	第49条第2項に記載の県企業庁による承諾は、不合理に留保される予定はないものと理解しておりますが、そうであれば、「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記いただけないでしょうか。	「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記します。
195	事業契約書 (素案)	21	6	2	49条	2	増加費用及び損害	本項規定の増加費用及び損害には、金融費用も含まれるとの理解でしょうか。尚、金融費用とは、ブレイクファンディングコスト及び金利スワップ解約金等を想定しております。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
196	事業契約書 (素案)	20	6	2	49	3	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	本項に基づき修繕等を行った場合にも、これに係る費用については、本条第1項及び第2項の規定が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	事業契約書 (素案)	21	6	2	49	6	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	「機器・部品」が交換可能なものであること等に鑑み（本条第1項参照）、瑕疵担保期間は、第33条第1項第1号に規定される機械・電気設備と同様、2年としていただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
198	事業契約書 (素案)	21			49	6	保証書	事業者は県企業庁に対して、瑕疵担保を負っていますが、維持管理業務を担当する会社と事業者との維持管理委託契約にてSPCに対して同様の瑕疵担保責任を負っている旨の条項があればそれで足りるとの理解でよろしいでしょうか？ 業務を受託する企業に過度な負担を与えるような書類の提出を求めることには慎重であるべきと考えます。 また、事業者が解散するような場合には様々な状況が想定されますので、その時点で県企業庁と事業者が協議を行う方が合理的ではないでしょうか？	No. 174への回答をご参照ください。
199	事業契約書 (素案)	21	6	2	50	4	汚泥の引き抜き	実施方針（平成22年2月変更）資料2リスク分担（No. 42）「汚泥の質に起因する運営費の増大・減少」におきまして、注入する薬品（例えば当初硫酸バンドからPAC）を変更したことにより、平均汚泥濃度等が公表されている将来予測値より著しく低下した場合、事業者が生じた追加費用は県企業庁が負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	平均汚泥濃度等が公表されている値と比較して恒常的に著しく低下した場合は、関係者協議会で協議のうえ、合理的な範囲で県企業庁が負担する予定です。
200	事業契約書 (素案)	21	6	2	50条	4	合理的な範囲	本項規定の合理的な範囲には、金融費用も含まれるとの理解でしょうか。尚、金融費用とは、ブレークファンディングコスト及び金利スワップ解約金等を想定しております。	ご理解のとおりです。
201	事業契約書 (素案)	22	6	2	51条の2		ユーティリティの確保	ユーティリティ関連費用の変動リスクについては、事業者が全面的に負うことを想定されているのでしょうか。金額にもよりますが、当該変動リスクを事業者が負う前提であると、リザーブの設定等、入札価格の増加に繋がる可能性があります。	No. 161への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
202	事業契約書 (素案)	22	6	2	52 の2			天日乾燥床の脱水 ケーキの排出業務 におけるユーティ リティ	本条の条番号は第51条の2と修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。
203	事業契約書 (素案)	22	6	2	52 の3			天日乾燥床の脱水 ケーキの排出業務	本条の条番号は第51条の3と修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。
204	事業契約書 (素案)	22	6	2	52	4		脱水ケーキの再生 利用業務	「関係法令等」の内容をご教示ください。本事業に直接関係する法令との理解でよろしいでしょうか。	No. 147への回答をご参照ください。
205	事業契約書 (素案)	22	6	2	52	6		脱水ケーキの再生 利用業務	県企業庁が第三者に損害賠償を行う場合に、事業者が当該損害賠償額を不服とする場合、控訴等を含めて第三者への対応を検討して頂けるのでしょうか。	ご質問のとおり、事業者が当該損害賠償額を不服とし、控訴等を求める場合は、県企業庁は事業者の意見・要望を聞く機会を設けた上で、対応を総合的に判断します。
206	事業契約書 (素案)	23	6	2	54	1		県企業庁の他浄水 場で発生した汚泥 の引き取り	当該汚泥の引き取りは、事業者の義務ではないとの理解ですが、かかる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	事業契約書 (素案)	23	6	3	56	3		運営・維持管理業 務によって第三者 に及ぼした損害	「前項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、」とされていますが、国家賠償法に基づく損害賠償請求がされた場合には、まず県企業庁が支払う等の対応をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	No. 170への回答をご参照ください。
208	事業契約書 (素案)	24	6	4	57	7		業務報告	損害賠償の範囲は民法416条の規定に従う（相当因果関係の範囲に限られる）ことを明確にするため、「当該損害について合理的な範囲で損害の賠償を請求することができるものとする。」としていただくようお願い致します。	合理的な範囲で損害賠償請求をする旨を追記します。
209	事業契約書 (素案)	24	6	4	57			業務報告	「業務報告等の記載事項は第41条第1項に規程する運営・維持管理業務仕様書等をもとに双方協議の上、定めるものとする」とされておりますが、協議実施時期はいつ頃を想定されておりますでしょうか。	運営・維持管理業務開始の1ヶ月前程度を想定していますが、詳細は県企業庁と事業者の協議により定める予定です。
210	事業契約書 (素案)	26	6	5	60 条			サービス購入料の 減額・支払停止	本条に基づき減額ないし支払い停止の対象となるサービス購入料には、設計・建設業務に係る割賦代金及び一時支払金は含まれないとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
211	事業契約書 (素案)	26	6	5	61条	1	サービス購入料の返還	本項に基づき返還の対象となるサービス購入料には、設計・建設業務に係る割賦代金及び一時支払金は含まれないとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
212	事業契約書 (素案)	27	7	1	62	2	契約期間	第51条第6項は存在しません。どこを参照すればよいでしょうか。	第51条6項は、第49条第6項に訂正します。
213	事業契約書 (素案)	27	7	1	62	2	契約期間	第62条第2項の文中の「第51条第6項」とは、「第49条第6項」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	事業契約書 (素案)	27			63	2	契約終了後の運営・維持管理	協議により、県企業庁と事業者が本事業終了後の運営・維持管理に関する委託契約を締結できるとありますが、入札を経ないで当該契約が締結できるとの理解でよろしいでしょうか？委託金額や委託期間は協議により決定するとの認識でよろしいでしょうか？	詳細は、県企業庁が当該時点で決定します。
215	事業契約書 (素案)	27	7	1	64	2	脱水処理施設等の状態の検査	「検査の結果、損傷（経年劣化を除く）が見られたときは、・・・」とありますが、これは、要求水準書（平成22年2月）3（1）事業期間終了時の状態（p34）「事業終了後1年以内に大規模な修繕を要する状態」との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（平成22年2月）（案）p.26コの「事業終了後1年以内に大規模な修繕を要する状態」とは、事業契約書（素案）p.27第64条2項の「検査の結果、損傷（経年劣化を除く）が見られたときは、・・・」に限定されるものではありません。
216	事業契約書 (素案)	27	7	1	62		契約期間	事業者の帰責事由以外で運転開始日が遅延した場合には、契約期間は延長されるとの理解で宜しいでしょうか。	原則として、契約終了予定日を変更することはありません。
217	事業契約書 (素案)	28	7	2	66	1 3	事業者の債務不履行による契約終了	第66条第1項（3）の文中の「会社整理」は廃止されているのでその記載は不要ではないでしょうか。	「会社整理」は削除します。
218	事業契約書 (素案)	29	7	3	66条	2	違約金	本項に基づく違約金債権は、設計・建設業務に係る割賦債権及び一時支払債権と相殺されないとの理解でしょうか。	設計・建設業務に係る割賦債権及び一時支払債権と相殺される場合もあります。
219	事業契約書 (素案)	31	67	2	(1)			豊田浄水場のみ事業用地の記載があるのはなぜでしょうか？	(c)の第一文のうち、「豊田浄水場における事業用地及び」は削除します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
220	事業契約書 (素案)	31	7	4	67	2	2	県企業庁による任意解除	第67条第2項(2)に該当する場合、「設計・建設業務に係る対価のうち本契約の終了までに事業者が負担した費用」も、同条第3項の損害賠償請求に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
221	事業契約書 (素案)	34	9		76			協議及び追加費用の負担	追加費用についても、民法416条の規定に従う(相当因果関係の範囲に限られる)ことを明確にするため、第76条第3項ただし書は「ただし、事業者が善良なる管理者の義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを合理的な範囲で負担するものとする。」としていただくようお願い致します。	原案のとおりとします。
222	事業契約書 (素案)	34	9		77	2		不可抗力による契約の終了	第75条の規定を準用する旨が記載されてますが、第75条には解除に係る規定はありません。参照先についてご教示ください。	第75条を第76条に訂正します。
223	事業契約書 (素案)	34			78	2		契約保証	本事業で契約保証が免除されることはありますか？あるとすればどのような条件を満たせばよろしいでしょうか？	第78条第4項のとおりです。
224	事業契約書 (素案)	35			80	1		保険	保険締結後速やかに保険証券の写しを県企業庁に提出することとありますが、実務上保険証券の作成には時間がかかりますので、保険を付保したことを保険会社が証明する「付保証明」を代わりに提出することで足りるでしょうか？	原案のとおりとします。
225	事業契約書 (素案)	36	11		83	1		新株の第三者割当て	第83条第1項に記載の県企業庁による承諾は、不合理に留保される予定はないものと理解しておりますが、そうであれば、「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記いただけないでしょうか。	「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記します。
226	事業契約書 (素案)	36	11		82	2		権利義務の譲渡等	第82条第2項に記載の県企業庁による承諾は、不合理に留保される予定はないものと理解しておりますが、そうであれば、「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記いただけないでしょうか。	「県企業庁はかかる承諾を不合理に留保、遅滞しないものとする。」旨を明記します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
227	事業契約書 (素案)	36	11		86		著作権	同条の「利用」とはあくまで県企業庁限りの利用を意味し、平成21年2月公表の「実施方針等に関する質問への回答」の質問NO.66の回答の通り、事業提案書につきましては、原則非公開のお取り扱いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	事業契約書 (素案)	36					第86条	事業者特有の技術ノウハウについては、その利用にあたっての事前協議をお願い致します。	事業者特有の技術ノウハウに該当すると考えられるものは、事業者に事前に確認します。
229	事業契約書 (素案)	37	88	1	(4)		秘密保持	秘密情報を情報公開条例その他の法令等の適用を受けて開示する場合、事業者が開示されると損害が発生すると判断した部分は非開示としていただけるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
230	事業契約書 (素案)	44	別紙3				建設工事前提出図書	耐震診断調査結果は、豊橋浄水場及び幸田浄水場との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	事業契約書 (素案)	44					別紙3 1	「浄水場及び浄水場における脱水機棟に関する耐震診断調査結果」とありますが、最初の「浄水場」とは何をさすものでしょうか。	誤記ですので、「浄水場及び浄水場における」は「浄水場における」に修正します。
232	事業契約書 (素案)	47	別紙5				完工時提出図書	「1から4の工事で特許を使用した箇所について、「特許一覧表」を作成し、提出すること」とありますが、この要求意図について御教示お願いします。 P36、第85条にあるよう、事業者提案による特許権等使用に対してはその責任は事業者にあります。よって本箇所は「ただし第85条に基づき提出判断含め事業者裁量によるものとする」と追記等を御検討頂きたいお願い致します。	原案のとおりとします。特許一覧表提出の趣旨は、最終的には事業者の責任負担とはいえ、特許侵害等に関する問い合わせ等が県企業庁へ来る可能性もあるため、本件工事において使用された特許について情報として把握しておく必要があるためです。
233	事業契約書 (素案)	50	別紙9	2	(1)		一時支払金	設計・建設業務に係る対価として、「開業業務等」は平成22年度に実施と考えますが、支払時期、支払対象項目についてご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
234	事業契約書 (素案)	50	別紙9	2	(1)		一時支払金	設計・建設業務の開業業務等においては、平成22年度末に完工、所有権を企業庁へ移転と考えますが、支払いは23年度当初（事業者からの請求後40日以内）との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
235	事業契約書 (素案)	54	別紙9	3			脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価	事業者が提案書に記載する修繕費用は、固定費に入ると考えてよろしいですか。 また実際の保守・点検等の頻度や項目が提案書の記載する金額に増減があった場合、事業者への支払金額の変更は行われないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
236	事業契約書 (素案)	55	3	(3)	アイエ		料金算出方法	見積の基準となる「入札説明書(案)48、49頁」に記載される単価と、当該年度における同単価に差違が生じた場合、人件費の改定方法のように、基準年度をもとにした補正は行わないのでしょうか。	No. 161への回答をご参照ください。
237	事業契約書 (素案)	55	別紙9	3	(3)		用益費	「用益費」とは、用語の定義付けされている「ユーティリティ」との理解でよろしいでしょうか。 55頁(別紙9-4-(3))についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	事業契約書 (素案)	56	別紙9	3	イ		下水道使用料金	・入札説明書には浄化槽の管理については、「安城」「豊川」「豊田」とありますが、本文には「豊田」の記載がありません。どちらが正しいですか。	「豊田浄水場」を追記します。
239	事業契約書 (素案)	58	別紙10	2			浄水場における設計・建設業務に係る対価の改定	「A P ₀ : 契約書に規定された上野浄水場(平成[]年度)」にある上野浄水場とは誤記との理解でよろしいでしょうか。	「上野浄水場」は削除します。
240	事業契約書 (素案)	59	別紙1	4	(2)		価格指数	CCに消費者物価指数を採用した理由をご教示下さい。	業務に係る費用との関連性が高いと考えられるためです。
241	事業契約書 (素案)	59	別紙10	4	(2)		改定対象となる価格指数	採用する指数について具体的にはどれを用いますか。 -賃金指数 事業所の規模「5人以上」「30人以上」 -消費者物価指数 対象とする項目「総合」、「サービス」等	入札説明書等で示す予定です。
242	事業契約書 (素案)	63	別紙11	1	(2)		要求性能確認計画書等の作成	「要求性能確認計画書」について記載内容がありますが、「各年度の運営・維持管理業務計画書」「運営・維持管理業務仕様書」は、内容的に重複するものではないでしょうか。想定している内容をご教示ください。	実施方針(平成22年2月変更) p. 57 (2)の表のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
243	事業契約書 (素案)	66	別紙 11	2		ア	運営・維持管理業務に係る対価の減額等の考え方	図表11-2「運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象」運営・維持管理業務のうち、②異常なる液濃度、③脱水受入停止、④脱水設備の脱水能力について減額措置対象とされております。②につきましては時間的な基準、③④につきましては日数等な基準等を想定されておりますでしょうか。	基準の考え方は次のとおりです。 ②：時間基準無し(瞬時値を含む) ③④：浄水処理機能、排水・排泥池、濃縮機能に悪影響を及ぼさない程度
244	事業契約書 (素案)	69	別紙 1 1	2	(2)	ア	減額措置の対象	全ての浄水場にかかる固定費を減額すると読みとれますが、1浄水場のみで発生した事象について負担させるのは、過大なものと思料いたします。減額措置が生じた対象の浄水場のみの固定費に限って減額するように変更をお願いいたします。71頁ウも同様です。	原案のとおり、浄水場ごとに固定費を細分化した減額は行いません。
245	事業契約書 (素案) 別紙13	78		3	(1)		有価利用可能量の改定	有価利用可能量は関係者協議会において5年ごとに改定することができる。とありますが、実施方針(P.52)では「3年ごと」と記載されています。どちらが正しいでしょうか。	「3年ごと」に訂正します。
246	事業契約書 (素案)	78	別紙 13	3	(1)		有価利用可能量の改定	「関係者協議会において5年ごとに改定することができるものとする。」とされておりますが、実施方針p52では、3年毎に改定とされておりますが、実施方針が正しいとの理解でよろしいでしょうか。また、5浄水場と天日乾燥床に分けて記載して頂けます様御願います。	No. 245への回答をご参照ください。
247	事業契約書 (素案)	78	別紙 13	3	(1)		有価利用可能量の改定	有価利用可能量の改定を要する者は、「改定の正当性を証する書類(有価利用の市場の縮小等を証する書類等)」を関係者協議会に提出するとあります。有価利用の市場の縮小等を証する書類とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	有価利用市場での販売実績額等を想定しています。
248	事業契約書 (素案) 別紙13	78		3	(2)		非有価による脱水ケーキ処理単価の改定	非有価による脱水ケーキ処理単価は関係者協議会において5年ごとに改定することができる。とありますが、実施方針(P.52)では「3年ごと」と記載されています。どちらが正しいでしょうか。	「3年ごと」に訂正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
249	事業契約書 (素案)	78	別紙 13	3	(2)		非有価利用可能量の改定	「関係者協議会において5年ごとに改定することができるものとする。」とされておりますが、実施方針p52では、3年毎に改定(天日乾燥床は1年)とされておりますが、実施方針が正しいとの理解でよろしいでしょうか。また、5浄水場と天日乾燥床に分けて記載して頂けます様御願いたします。	No. 248への回答をご参照ください。
250	事業契約書 (素案)	79	別紙 1 3	4	(1)		排出事業者	排出事業者は県企業庁となっておりますが、マニフェストの発行手続きは事業者が代行するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
251	事業契約書 (素案) 別紙1 3	79		4	(2)	ア	5浄水場での脱水ケーキの全量再生利用の確認方法	5浄水場での脱水ケーキの発生量は業務日報及び業務報告書により把握することにより、搬出した時点の脱水ケーキ重量は計測しなくてもよろしいでしょうか。	浄水場外に排出した時点の脱水ケーキ重量は測定する必要はありません。要求水準書(案)p. 37のウ(ア)をご参照下さい。
252	事業契約書 (素案) 別紙1 3	79		4	(2)	ア	5浄水場での脱水ケーキの全量再生利用の確認方法	売却相手方が受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類は「買取証明書」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	事業契約書 (素案)	80	別紙 1 3 - 3	4	(2)	ウ	非有価利用量の確認	通常有価利用をしている浄水場でトラックスケールを設置していない場合で、突発的に非有価利用する場合には非有価量はどのように計量すればよろしいでしょうか？参考までに現在の計量方法についてご教示下さい。	要求水準書(案)p. 37ウ(ア)のとおり、再生利用依頼先が受け入れた脱水ケーキ量を証明する書類をご提示いただければ、計量方法は問いません。なお、現在の計量方法は、入札説明書等で示す予定です。
254	事業契約書 (素案)	別紙 17					「保証書様式」 (第33条関連)	「第35条」とされている部分は、「第33条」に修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	事業契約書 (素案)	別紙 18					「保証書様式」 (第49条関連)	「第35条」とされている部分は、「第33条」に修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	事業契約書 (素案)	別紙 18					「保証書様式」 (第49条関連)	「第51条」とされている部分は、「第49条」に修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	事業契約書 (素案)						新旧対照表	次回入札公告時に、公表される事業契約書(案)と今回公表された事業契約書(素案)との新旧対照表の公表をお願いしますでしょうか。	ご意見として承ります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
258	様式集(案)		6-4				設計・建設工事用内訳書	上記内訳書において「設計・建設工事費用各年計」と「設計・建設工事用合計」の欄が設定されています。各年度の合計はいずれに記入したら宜しいでしょうか。	「設計・建設工事費用各年計」は削除します。
259	様式集(案)	28	6-6				事業収支計画に関する考え方	「委託料収入」は「サービス購入料収入」のことを意味するものでしょうか。	ご理解のとおりです。統一します。
260	様式集(案)		6-11				サービス購入料支払い予定表(年度毎)	開業業務等に関する費用はどの項目・年度に記載したら良いかご教示願います。	入札説明書等で示す予定です。
261	様式集(案)	40	6-15				リスク対応計画(1/2)	「脱水処理施設等の瑕疵担保保証の考え方」とありますが、ここでいう瑕疵担保保証は瑕疵担保保証との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正します。
262	様式集(案) PDF	62					様式8-7	「生物の発生によるろ過障害」とありますが、過去に脱水処理施設へ影響を及ぼしたことがあったのでしょうか。あったのであれば、その影響をご教示願います。	過去にはありません。
263	様式集(案)	76					技術提案書	技術提案書は、事業者選定の中でどのように取り扱われますでしょうか。	主に、要求水準達成可否の確認に用いる予定です。
264	様式集(案)		6,7,8				書式の指定について	提案書に対して、文字の大きさに制限はありませんでしょうか。	10.5ポイントに制限する予定です。
265	様式集(案)						新旧対照表	次回入札公告時に、公表される様式集と今回公表された様式集(案)との新旧対照表の公表をお願いできますでしょうか。	ご意見として承ります。
266	様式集(案) Excel						様式6-5	「算定根拠」とありますが、具体的に何を記載すればよろしいのでしょうか。例を示していただくようお願い致します。	各項目の費用の算定根拠を可能な限り詳細に示してください。
267	様式集(案) Excel						様式6-5	脱水処理施設等の運転業務費の欄に「委託費」とありますが、運転業務の一部を再委託する場合の費用を記載すればよろしいのでしょうか。	「委託費」は削除します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
268	様式集(案) Excel						様式6-11①②	「設定根拠」とありますが、具体的に何を記載すればよろしいのでしょうか。例を示していただくようお願い致します。	各項目の費用の算定根拠を可能な限り詳細に示してください。
269	様式集(案) Excel						様式10-21-1	「ろ過速度」の記載について、長時間型脱水機の場合は、単位をkg-ds/m ² ・hではなくkg-ds/m ² ・サイクルとしてよろしいでしょうか。	短時間型脱水機の場合はkg-ds/m ² ・h、長時間型脱水機の場合はkg-ds/m ² ・サイクルとします。
270	基本協定書 (素案)	目次						「・・・本基本協定書(案)において用いる用語の定義は、事業契約書(案)に定めるとおりとする」とありますが、事業契約書(案)は修正によりその内容が変わり、本基本協定書(案)がどの時点での事業契約書(案)を参照するのかが不明確となることを回避すべく、「・・・本基本協定書(案)において用いる用語の定義は、本基本協定書(案)締結時点で公表されている最新の事業契約書(案)に定めるとおりとする」としていただけないでしょうか。	ご質問の下線部を追記します。
271	基本協定書 (素案)	1			2	5	甲及び乙の義務	本項の趣旨は、客観的に「入札説明書等と事業提案書の間で齟齬がある場合」に入札説明書等の内容が優先することを明確にすることにあると理解しておりますが、そのような理解で宜しいでしょうか。そうであれば、「甲が判断した場合」の部分は、誤記と思われ、また恣意的な判断が可能となりますため、削除をお願い致します。事業契約書案でも「甲が判断した場合」とは規定されておられません。	前段の本項の趣旨はご理解のとおりです。後段の「甲が判断した場合」は削除します。
272	基本協定書 (素案)	3			8		設計・建設・運営・維持管理等の確認	本条において、事業契約締結日までに各業務の仕様、その他の契約、費用等の事項について協議し、確認を行うものとされおりましたが、かかる協議の具体的な内容をご教示ください。	入札前に入札説明書等で明示的に確定することができなかった事項について、明確化することなどを想定しています。
273	閲覧資料 (1/2) 参考資料9 既設脱水処理施設等完成図書						幸田浄水場ケーキホッパ	ケーキホッパ周り組み立て図およびケーキホッパ基礎図を提供していただけないでしょうか。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
274	閲覧資料 (1/2)参考資料9 既設脱水処理施設等完成図書						幸田浄水場油水分離槽	幸田浄水場地下にある油水分離槽とろ液ピットの構造がわかる図面を提供していただけますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
275	閲覧資料 (1/2)別図3 安城浄水場図-3-2						軸封水ポンプ	軸封水ポンプは要求水準書(案)6 添付資料,別紙8機器リストに記載されていませんが、所掌区分は事業者となりますでしょうか。また、脱水機棟外の濃縮設備等への給水状況(稼働時間、流量)をご教示下さい。	機器リストに追記し、事業者の管理対象とします。なお、給水状況に係る記録がありませんが、給水ポンプ仕様は、80リットル/分×50m×3.7kW×2台です。
276	閲覧資料 (1/2)別図3 安城浄水場図-3-2						所掌区分	PFI事業者管理対象範囲(赤枠)内に濃縮汚泥配管の脱水機棟内流量計(分界点)手前に電動弁が記載されていますが、当該電動弁はPFI事業者管理対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	その他						既設機械基礎	既設機械設備撤去後の機械基礎は運転に支障がなければ撤去せずに残してよろしいでしょうか。たとえば、安城浄水場は撤去済みの旧1号～3号脱水機設備の機械基礎が残ったままとなっております。これらの機械基礎は、撤去する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	安城浄水場の旧1号～3号脱水機基礎は撤去する必要はありません。また、5浄水場においても、安全性や維持管理性に支障がなければ、撤去する必要はありません。
278	その他						閲覧希望資料	各浄水場脱水機棟の以下の図面類・計算書の閲覧をお願いします。 ・建築構造図、地質調査図、構造計算書、脱水機基礎構造図	現存する資料は、入札公告時に示す予定です。
279	その他						閲覧希望資料	1. 豊橋浄水場の排水処理棟受電盤及び1,2号脱水機動力盤の詳細図の閲覧をお願いします。 2. 豊田浄水場の排水処理棟建築付帯動力図の閲覧をお願いします。 3. 幸田浄水場の排水処理棟建築付帯動力図の閲覧をお願いします。	現存する資料は、入札公告時に示す予定です。